



年金のお受取りは さわやか信用金庫へ



..... お取扱期間 ▶ 2027年3月31日(水)まで

年金ご新規・ご変更プレゼント



「あかつき」食撰便ギフト

※写真はイメージです。

プレゼントについて 詳しくは窓口へ
お問い合わせください。

「みどりの封筒」が届いたら
“さわやか信用金庫”へご連絡ください。

年金請求手続き または 受給口座を
当金庫に変更 で

「あかつき」食撰便ギフト(カタログ)プレゼント!

年金ご予約・ご紹介プレゼント



「おmoi」ギフト

※写真はイメージです。

プレゼントについて 詳しくは窓口へ
お問い合わせください。

【ご予約】

年金ご予約サービス申込書の提出

+

「さわやか信金アプリ」
ダウンロード&口座登録完了

【ご紹介】

当金庫で新たに
年金受給していただける方を
ご紹介していただいた方

(紹介された方の年金請求手続き完了後)
※ご紹介者1名につき1回の進呈

「おmoi」ギフト(カタログ)プレゼント!

ご利用
無料



いつでもどこでも
スマホで確認

さわやか信金 アプリ

口座の残高・入金明細が確認できます。

詳しくはこちらから



年金に関するどんなことでも
お気軽にご相談ください。



当金庫年金スタッフおよび
当金庫社会保険労務士が
年金の調査・請求手続きの
お手伝いをいたします。

変更手続き・記入例は裏面をご覧ください

(キリトリ線) ✂

受給者コード		年金受給権者 受取機関変更届 (兼 年金生活者支援給付金 受取機関変更届)		令和 年 月 日 提出	
1	8	4	1	1	
7	4	4	1	1	
0	4	4	0	1	
①個人番号(または基礎年金番号) 基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。		受給しているすべての年金の 変更を希望する場合は 下欄に✓してください。		②生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和	
受給権者氏名 (フリガナ)		変更する年金を指定する場合は 以下に年金コードをご記入ください。		電話 番号	
住所 ④郵便番号		⑥(フリガナ)		③出力要求	
⑦ 公金受取口座の利用意思 年金受取口座に公金受取口座として登録済の 口座を利用するかご記入ください。		① 利用する ② 利用しない		※ 公金受取口座を利用する場合は、通帳等の写しの添付や金融機関の証明は不要 です。公金受取口座については、裏面をご覧ください。 なお、公金受取口座を利用する場合は下記の口座情報は必ずご記入ください。	
変更後の受取機関		⑧ 1 金融機関 ⑨ 金融機関コード		⑩ 預金通帳の口座番号(左詰)	
さわやか信用		1310		⑪ 普通 ⑫ 当座	
⑩ 貯金通帳の口座番号 記号(左詰めでご記入ください)		番号(右詰めでご記入ください)		⑬ 支店コード	

●黒インクのボールペンでご記入ください。
●裏面の注意事項をご確認のうえ、ご記入ください。
●印欄をご記入いただく必要はありません。

◎ 変更後の口座番号等をご記入のうえ、金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)の証明を受けてください。

※ 通帳等の写し(金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、預金種別、口座番号が記載された面)を添付する場合はまたは公金受取口座を利用する場合、証明は必要ありません。

年金お受取りで嬉しい5つの特典!



特典
1

定期預金
金利の優遇

特典
2

お誕生日
プレゼント



特典
3

お楽しみ
イベント

特典
4

健康・医療介護
無料電話相談

特典
5

お見舞金制度

変更届記入例 ご変更はハガキ1枚で簡単にお手続きができます。

基礎年金番号・年金コード、
生年月日、氏名、電話番号、
住所を記入してください。

※個人番号を記入する場合は、
お手数ですがお客さまご自
身でお手続き願います。

※「年金コード」欄には変更
を希望する年金コードを
すべて記入してください。

※受給しているすべての年
金の変更を希望する場合
はをしてください。

口座名義(本人名義)をカタ
カナで記入してください。

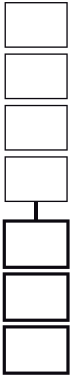
年金受給権者 受取機関変更届
(兼 年金生活者支援給付金 受取機関変更届)

①個人番号(または基礎年金番号) 9999123456
②年金コード 11501350
③生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 150419
④氏名 (フリガナ) サワヤカ ハナコ
⑤電話番号 00-0000-0000
⑥住所 1234567
⑦年金受取口座の利用意思 利用する
⑧受取機関(カタカナで記入ください) さわやか信用
⑨金融機関 ⑩支店名 ⑪金融機関コード ⑫預金種別の口座番号(左詰め)
⑬口座名義(カタカナで記入ください) さわやか信用
⑭支店名 ⑮支店コード ⑯支店番号

提出年月日を記入して
ください。

支店名、預金種別、口座番
号を記入してください。

郵便はがき



お手数ですが
切手を
お貼り
ください。

【ご注意】
①複数の年金受給権者をお持ちの方は、この届書により複数の年金の受取機関を変更することができませんので、変更する年金の年金コードをご記入ください。なお、変更しているすべての年金の変更を希望する場合は「年金生活者支援給付金」欄に「1」を記入してください。
②年金生活者支援給付金を受給している方が、現在受給している基礎年金の受取機関を変更した場合は、年金生活者支援給付金の受取機関は基礎年金と同じ受取機関に変更されます。
③受取機関の変更にはお時間がかかります。旧口座を降格しないようお願いいたします。
④個人番号を記入した場合は、次の(1)または(2)のいずれかを添付してください。なお、郵送で提出される場合は下記書類のコピーを添付してください。
(1) マイナンバーカード
(2) 以下の2種類の書類(⑤と⑥のいずれか)
⑤個人番号が記載できる書類(個人番号が記載された通知カード(氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る))
⑥身元確認ができる書類(運転免許証、旅券、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード等)
※身元確認ができない書類については、上記以外にも添付可能な書類があります。ご不明な点は年金事務所にお問い合わせください。
【年金受取口座について(年金受取口座として公金受取口座を利用する場合)】
○公金受取口座(急ぎ制度とは)
●公金受取口座(急ぎ制度とは)は、国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一時的に公金受取口座として、一時的に公金受取口座(急ぎ制度とは)としてご利用いただけます。詳しくは、デジタル庁ホームページの「公金受取口座急ぎ制度」をご確認ください。
○公金受取口座(急ぎ制度とは)の登録、登録済みの公金受取口座の変更、削除を行う場合は、マイナンバーカードからお申し込みください。
○年金受取口座として公金受取口座を利用する場合の注意事項
●公金受取口座を変更しても、年金の受取口座は変更されません。
●年金の受取口座を変更する場合には、公金受取口座の変更手続きとは別に「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。
●また、公金受取口座での年金受取や、別の口座を年金受取口座として指定する場合は、年金受給権者受取機関変更届の提出が必要です。

年金受取口座 変更手続きの流れ

- ステップ 1 表面の変更届にご記入ください
- ステップ 2 さわやか信用金庫から年金事務所へ郵送します
- ステップ 3 振込通知書がお客さまへ届きます
- ステップ 4 お受取りがスタートします

